

操業協定の更新について（内房協定）

令和 7 年 4 月 2 2 日

水産課漁船漁業班

本年 3 月に内房海域における操業協定が更新されましたので、御報告いたします。

【内房海域における操業協定】

この協定は、内房海域におけるまき網の操業に関して、まき網漁業者と釣り漁業者との間で昭和 47 年から取り交わされているもので、近年は 5 年毎に書面の持ち回りにて協定が更新されております。

協定の内容につきましては、調整問題も起きていないことから、従前と同じ内容で協定が締結されたところです。

なお、まき網漁業の操業自粛海域を明確にするため、根の位置等の緯度経度表記が追加されました。

内房海域における操業協定書【概要版】

内房海域におけるまき網漁業〔網目１５センチメートルにつき２０節以上のまき網を使用して、かつお、まぐろ漁業用活餌いわしを採捕するものを除く。（以下同じ。）〕の操業について、同海域で操業するまき網漁業者代表者ほか２名（以下「甲」という。）と釣漁業者代表者ほか９名（以下「乙」という。）との間に下記のとおり協定する。

記

- １．甲は次に掲げる区域及び期間においては、まき網漁業の操業を自粛するものとする。

所在地	自 粛 海 域	自 粛 期 間
館山船形地先	バラ根（北緯３５度０分１２秒東経１３９度４８分５６秒から半径５０メートルの海域）の周囲から１００メートル以内の区域	３月 １日から ８月 ３１日まで
富 浦 地 区	①ボラ瀬の人工魚礁（北緯３５度２分３２秒東経１３９度４７分５５秒から半径７５メートルの海域）の周囲から１００メートル以内の区域 ②南房総市富浦町増間山より２８１．５度１，８２０メートルの点（北緯３５度２分５３秒東経１３９度４７分４３秒），２８７．０度２，６２０メートルの点（北緯３５度２分５９秒東経１３９度４７分１６秒），２９９．５度２，４２０メートルの点（北緯３５度２分４４秒東経１３９度４７分３秒），３０２．５度１，７５０メートルの点（北緯３５度２分３４秒東経１３９度４７分３３秒）を順次結んだ線に囲まれた区域（象背根周辺の区域）	
岩 井 地 先	下中根（北緯３５度５分３４秒東経１３９度４９分５８秒から半径５０メートルの海域）の周囲から１００メートル以内の区域	
勝 山 地 先	イサギ根（北緯３５度５分５９秒東経１３９度４９分７秒から半径１００メートルの海域）の周囲から１００メートル以内の区域	
保 田 地 先	前根（北緯３５度８分１６秒東経１３９度４９分１５秒から半径２５０メートルの海域）の周囲から１００メートル以内の区域	８月 １日から １０月 ３０日まで
金 谷 地 先	富貴川河口中心点（北緯３５度１０分５２秒東経１３９度４９分８秒）正西の線から金谷港南防波堤基点（北緯３５度９分４７秒東経１３９度４９分１２秒）正西の線に至る千葉県海面のうち水深３０メートル以浅の区域	

- ２．操業上の問題に関し、甲又は乙から相手方に対し協議の申出があった場合は、それぞれ誠意をもって話し合いに応じ、円満解決をはかるものとする。
- ３．２による話し合いがつかない場合においては甲及び乙は県及び千葉海区漁業調整委員会にその裁定を委ね、甲乙両者ともこれに従うものとする。

4. この協定の有効期間は、令和12年3月23日までとする。
5. この協定書は、甲乙並びに立会人が記名押印のうえ、甲乙の代表者並びに立会人が各1通を保持する。

令和7年3月24日

甲 内房海域まき網漁業者代表

乙 内房海域釣漁業者代表

立会人

千葉海区漁業調整委員会
会 長

石 井 春 人

千葉県農林水産部水産局
水 産 課 長

宮 嶋 義 行